

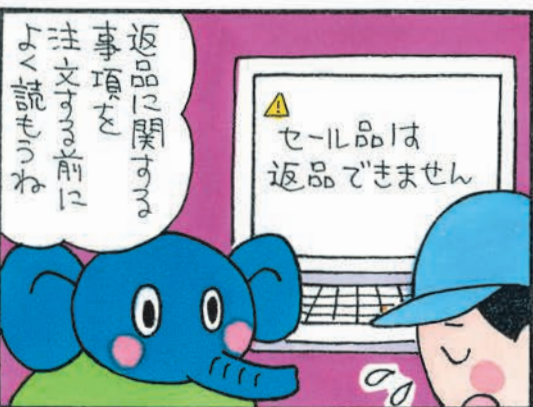


島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
たまされないゾウくん

# 通販はクーリング・オフができません



島根県観光キャラクター  
しまねっこ  
島根連呼第5630号



作：柏屋ココ

クーリング・オフ制度とは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約したものを、一定期間内であれば消費者が一方的に、かつ理由なく、契約を解除できる制度です。お店での買い物や通信販売（インターネット、ラジオ、テレビ、雑誌、新聞等）はクーリング・オフはできません。



- ・通信販売の場合、クーリング・オフのかわりに返品制度をもうけている場合があります。ただし返品ができるかできないか、できるならどんな条件の時できるのかは通信販売事業者が独自に決めてもよいことになっています。
- ・通信販売事業者は、ウェブサイトやカタログ内に、返品や交換の条件である「返品特約」を明示することが法律で義務付けられています。
- ・購入する前に、必ず「返品特約」を見て返品に関する事項を確認しましょう。



消費生活に関するご相談は **泣き寝入りはいや**

**消費者ホットライン**

局番なしの

**188**

お近くの消費生活センター等につながります。

## メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。  
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています!

ホームページ QRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3  
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1  
県益田合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657